

第3期長崎市教育大綱（素案）に関するパブリック・コメント【回答】

No.	意見の内容	長崎市の考え方
1	<p>【ひとづくりの基本姿勢について 追加提案】</p> <p>【◆前回からこども基本法成立や生徒指導提要の改訂があったので】</p> <p>◆意見の理由</p> <p>まず素案を見た時に第2期と比べて、軽微な文言等の変更があった程度で、変わり映えがないことに、これで大丈夫なのだろうかと思いました。</p> <p>なぜなら、第2期長崎市教育大綱から今回の素案までの間に、</p> <p>国「こども基本法」が成立したり、「生徒指導提要」が改訂されたりなどの大きな動きがあったかと思うからです。</p> <p>>「子どもの権利」のことについて総合的な国内法ができ、「子どもの最善の利益」を考えた、こどもまんなか社会の実現にむけて様々な施策が行われています。教育行政も同じく足並みを揃えたい部分でございます。</p> <p>>また、改訂された「生徒指導提要」には留意点として、ICTの活用・幼児教育との接続、社会的自立に沿って「子どもの権利」のことについて書かれていたり、とても大きな動きです。</p> <p>しかし、今回の教育大綱の素案には、「子どもの権利」についての単語は見当たりませんでした。前期の大綱を基に文言の軽微な調整を行って新しい大綱素案を作られたのかもしれません。</p> <p>「子どもの権利」に関する内容は、私たち大人（教育者、親、地域、社会教育、企業、行政など）は教育活動や取り組みを進める上で、今の社会において必要不可欠な内容です。</p> <p>また、サーブザチルドレンジャパンが2022年実施した「学校生活と子どもの権利に関する教員向けアンケート調査」にて、子どもの権利について「内容までよく知っている」教員は約5人に1人（21.6%）でした。（※本市において同様の調査はありませんが、大きくなれば変わらないと思われます。）</p> <p>これではせっかくの「生徒指導提要」の文言も絵に描いた餅になりかねません。</p> <p>まずは教員の皆様をはじめ、子どもの教育に関わる皆様に「子どもの権利」が認知されていくためにも、色々な教育施策の大元となる「長崎市教育大綱」に「子どもの権利」の文言が入るのは大事なことだと思います。</p> <p>◆具体的な修正の提案◆</p> <p>「ひとづくりの基本姿勢」の(4)に続けて、次の(5)を追記してはどうでしょうか。</p> <p>「(5)子どもの権利を尊重し、子どもの意見を聴き、子どもの最善の利益を第一に考えた教育施策を推進します。」や「(5)子どもの権利を尊重し、子どもの意見に耳を傾け、子どもの最善の利益を第一に考えたひとづくり・環境づくりに努めます。」など、または(4)に差し込む形もありかと思います。</p> <p>>>(4)持続可能で、誰一人取り残さない社会の実現にあたり、子どもの権利を尊重し、子どもの意見に耳を傾け、最善の利益を第一に考えながら、その達成に向けたひとづくりに努めます。</p> <p>こども基本法の施行や、生徒指導提要改訂の方向性（子どもの権利の観点）も踏まえた記述として必要だと考えます。ご検討いただき、内容の追加をお願いいたします。</p> <p>◆参考事例◆</p> <p>「子どもの権利」に関する事を大人達の姿勢として書かれてる、</p> <p>別の自治体の具体的な事例も参照して、本コメントの意見をいたします。</p> <p>>尼崎市教育大綱では、具体的な項目のトップに1子どもの権利を守りますー学校設置者の責務として、子どもの命と安全を守りますーと書いてあります。</p> <p>>熊本市教育大綱では基本方針（4）こどものいのちと権利の擁護 1こどもの最善の利益を守る環境づくり、2家庭環境に左右されない学習機会の充実、3ライフステージに応じた継続的な支援の充実、4子どもの権利擁護に関する理解の促進</p> <p>>北九州市教育大綱では、「こどもまんなか」で質の高い教育環境の充実を図ってまいります。「こどもまんなか」とは、「子どもの視点や考え方を大切すること」と、「こどもたちを、社会を構成する存在として尊重すること」と考えています。と掲げてありました。素晴らしい内容だと思いました。</p> <p>長崎市も同じように子どもの権利に関する内容を入れてほしいです。</p> <p>以上です。</p>	<p>・「こども基本法」については、「はじめに」において、以下のとおり追記します。</p> <p>(修正内容)</p> <p>そのなかで、第2期における取組みの検証を行うとともに、まちづくりの方針である「長崎市総合計画」、国が示す「こども基本法」「第4期教育振興基本計画」や、「学習指導要領」の内容等を踏まえ、必要な見直しを行い教育大綱の改定を行いました。</p> <p>・「子どもの権利」については、「めざすすがた1」において以下のとおり追記します。</p> <p>(修正内容)</p> <p>あわせて、子どもの権利を尊重し、子どもの意見に耳を傾けるとともに、就学前施設（保育所、認定こども園、幼稚園など）・学校と地域、様々な施設（図書館・公民館・科学館など）、企業などが連携することで、こどもが自ら学ぼうとする意欲を持つことができるような環境を整える必要があります。</p>

	<p>【「子どもの権利」「あそび」等に関する内容が不足しています】【◆他の計画との整合性、計画の位置づけの観点から】</p> <p>◆1) 不足だと感じた理由その1 総合計画との整合性</p> <p>今回同時期にパブコメが募集されてる「長崎市第五次総合計画 後期基本計画（素案）」と比べてみてますと、教育委員会所管部分との整合性は取れているようですが、所管外の部分でも「子どもに関する大事なこと」が書かれていますので、「長崎市教育大綱」に取り入れたほうがいいと思います。</p> <p>>たとえば、</p> <p>総合計画素案P49>まちづくりの方針F F4子どもが夢や希望を持って健やかに成長できるまちづくりを進めます の取り組みの方向性（1）子どもの権利の尊重と自分らしい育ちの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利の尊重について周知啓発を行い、大人や社会のサポートを促すことで、子どもの健やかな成長を図ります。 ・子どもが意見を表明する機会を確保し、社会参画を促します。 ・子どもが遊び、学び、過ごす場を充実し、子どもの健やかな成長を図ります。 <p>以上は非常に重要な観点だと思います。幼少期・学童期の「あそび」は意欲や学びの土台になると考えられますが、今回の「長崎市教育大綱（案）」には「あそび」への言及が見当たらず、また「子どもの権利」についての明示的な記載も見当たりません。</p> <p>◆2) 不足だと感じた理由その2 子ども計画との整合性</p> <p>>また、国の「子ども基本法」ができ、子ども基本法に則ってはじめて策定された「長崎市こども計画」P71 施策1) 子どもの意見表明・意見反映 の項目には、★「子どもの権利の尊重に関する周知・啓発」という取り組みがあり、その担当課には「学校教育課」が入っています。</p> <p>長崎市教育大綱の位置付けの中に「長崎市こども計画」は関連づいてはいませんが、国内ではじめて総合的に子どもの権利について書かれた「子ども基本法」に基づいた「長崎市こども計画」は教育施策側でも整合的に位置づける意義が大きいと思いました。</p> <p>2 「長崎市教育大綱」の「はじめに」の内容や、「位置づけの図」に関係計画として「長崎市こども計画」が書かれてよいとも思われます。</p> <p>◆3) 具体的に反映をお願いしたいこと</p> <p>以上から、</p> <p>(その1) 「子どもの権利」というキーワードを入れて、子どもの権利を大事にする姿勢を「長崎市教育大綱」に反映をしていただきたい。</p> <p>>>「ひとづくりの基本姿勢」に「子どもの権利」に触れる内容の追記が必要だと思います。</p> <p>(その2) 子どもの人間性や「豊かな心」「健やかな身体」育む土台になる「あそび」について「長崎市教育大綱」に反映をしていただきたい。</p> <p>子どもが自ら学ぼうとする意欲のベースは幼少期・学童期など「あそび」によって培われていくので、遊ぶことのできる環境を公平に整えていくことは必要です。</p> <p>>>たとえば「めざすすがた」1心と身体を育み、自ら学び、考え、行動する人の(5)の項目に追加する形で反映はいかがでしょうか。</p> <p>(5)家庭の社会経済的な背景や住んでいる地域、障害の状況や特性及び心身の発達の段階など、学習を取り巻く個別の教育的ニーズや子どもの発達状況を把握し、安全・安心で公平に「学び、体験し、遊ぶ」環境を整えることで、心身ともに健やかなひとを育みます。</p> <p>(その3) 関係のある計画や法律について文中に加えてほしい</p> <p>関係ある計画として位置づけの図に「長崎市こども計画」も載るとよいと思います。</p> <p>もしくは関連計画として「はじめに」の本文中に入れるといいのではないかと思います。</p> <p>◆この「長崎市教育大綱」は、今後作られるであろう「第五次教育振興基本計画」にも連動し反映されこの後5年の教育政策の方向が決まっていくもので大変重要です。ぜひ本市の他の計画と共に、よい計画となっていきますよう市民としても願っております。</p>	<p>・幼少期・学童期の「あそび」については、「めざすすがた1」の「心と体を育み、自ら学び、考え、行動するひと」の、「幼児期からの教育」や「子どもが自ら学ぼうとする意欲を持つことができるような環境を整える」の中に、「あそび」も含めた「学ぼうとする意欲」として表現とされています。</p> <p>・子ども計画は、総合計画に基づく個別計画の1つと整理していることから、「位置づけ」の中には記載しておりませんが、子ども計画の内容をふまえ、本大綱を策定しております。</p>
--	---	---

<p>p4 「一人ひとりの市民が」という表現になり、矢印が自分に向くきっかけになっていると思った。</p> <p>p5 (1)について、基礎的な知識・技術は備わっている前提でいいのか。不登校の子や欠席率が増加しているように思う。誰一人取り残さない社会の実現の達成を目指すのであれば、基礎的な知識・技術の提供を行き届かせるところからなのではないか。(6)の記載が関係していると思われる。</p> <p>p6学ぶことでの好循環はどんどん回していきたい。</p> <p>3 全体を通して、「つながり」と「連携」はどう使い分けていますか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎的な知識・技術の習得の重要性を認識しております。それらの習得をしたうえで、「課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力などの能力ならびに主体的に学習に取り組む態度」を身に着けてほしいという趣旨で記載しています。 ・不登校対策につきましては、「めざすすがた1」の(6)の中で、不登校のこともたちも含むあらゆる児童生徒に学びの機会を保証することを記載しております。 ・「つながり」と「連携」の使い分けにつきましては、「つながり」は、主に、関係を広く示す表現に用いており、「連携」は、協力して取り組む表現として用いています。
<p>教育にあまり知識、知見がないものですが、質問や意見をさせていただきます。</p> <p>4</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育というと幼、小、中、高校生のことを対象として想像しがちですが、本大綱はそうではなく、市民全員を対象にしているという認識でよいでしょうか。 ・また、その場合、大まかな方針をしては意見等ありませんが、世代ごとにどういう人材を目指すのか、もう少し具体的な像、イメージが描かれていた方がわかりやすいと思います。 ・これらの方針の達成状況を測る指標などはお考えでしょうか。 <p>ご検討のほどよろしくお願ひいたします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本大綱の対象者は市民全体としており、学校教育のみならず、生涯を通じた教育全般の大きな方針を定めたものとなっております。 ・本大綱は大きな方針を示したものであるため、大綱としての指標は定めておりませんが、総合計画の施策評価等において、各取組みの進捗状況を毎年度評価してまいります。
<p>3. 人と人が絆で結ばれるとは、どうやって数値化することができるのか。これらを理想と掲げる以上、本当にそういった人が育成されたのか定量的・定性的に明らかにする必要があると思います。そこまで考えているのか。</p> <p>4. 「国際性豊か」や「持続可能な世界の実現に貢献するひと」とは、外国人との共生をしている人だけに言えることなのか疑問。</p> <p>長崎が持つ世界的な価値や魅力もどういったものなのか長崎市に住んでいる人たちが把握していないにも関わらず、伝えられる人材の育成は簡単なことなのだろうか。</p> <p>言語能力はもちろん大事だがそれ以上に、長崎の魅力を誇りを持って言えるひとを育成するために、「平和教育」、「芸術」、「歴史的建造物」の継承がなぜ必要なのか考える時間が必要だと思う。</p> <p>5</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本大綱の各種取組みの進捗状況を数値化することについては、総合計画の施策評価等において、成果指標を設定し、達成状況を測っていくこととしております。 ・「めざすすがた4」の「国際性豊かで、持続可能な世界の実現に貢献するひと」については、外国人との共生に限らず、国際性やSDGsの視点を広く示した方針を示したものです。 ・長崎が持つ世界的な価値や魅力を発信していくためには、自らがそれを理解していることが重要であると考えます。そのため、「めざすすがた5」および「めざすすがた6」において、長崎の歴史や文化、まちの魅力を学ぶことの重要性を記載しております。